

第107回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

---

招集年月日 令和4年8月30日（火曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 会 10月4日 午前9時30分宣告（第5日）

---

議事日程

- 日程第 1 第 76号議案 令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 77号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 78号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 79号議案 令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 80号議案 令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 81号議案 令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 82号議案 令和3年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 83号議案 令和3年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 84号議案 令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 第 85号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 3 総務経済常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 4 文教民生常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 5 所管事務調査について
- 追加日程第 1 第 85号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 76号議案 令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 77号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 78号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 79号議案 令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 80号議案 令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 81号議案 令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 82号議案 令和3年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 83号議案 令和3年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 84号議案 令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 第 85号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 3 総務経済常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 4 文教民生常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 5 所管事務調査について
- 追加日程第 1 第 85号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）

---

応 招 議 員（14名）

出 席 議 員（13名）

- |     |         |     |     |         |     |
|-----|---------|-----|-----|---------|-----|
| 1 番 | 中 本 隆 敏 | 議 員 | 2 番 | 垣 口 真 也 | 議 員 |
| 3 番 | 神 吉 正 男 | 議 員 | 4 番 | 浅 田 雅 昭 | 議 員 |
| 5 番 | 八 木 雄 治 | 議 員 | 7 番 | 山 下 由 美 | 議 員 |
| 8 番 | 津 田 晃 伸 | 議 員 | 9 番 | 前 田 佳 重 | 議 員 |

10番 大畑利明 議員  
12番 林克治 議員  
14番 今井和夫 議員  
16番 飯田吉則 議員

11番 欠 番  
13番 欠 番  
15番 大久保陽一 議員

---

欠席議員（1名）

6番 西本 諭 議員

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 大前和浩 君 書記 大谷哲也 君  
書記 小椋沙織 君 書記 中瀬裕文 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 福元晶三 君 副市長 富田健次 君  
教育長 中田直人 君 市長公室長 水口浩也 君  
総務部長 砂町隆之 君 市民生活部長 森本和人 君  
健康福祉部長 橋本徹 君 産業部長 樽本勝弘 君  
建設部長 太中豊和 君 一宮市民局長 田路仁 君  
波賀市民局長 大田敦子 君 千種市民局長 井口靖規 君  
会計管理者 前川満 君 総合病院副院長兼事務部長 菅原誠 君  
教育委員会教育部長 大谷奈雅子 君 農業委員会事務局長 祐谷佳孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長(飯田吉則君) 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。

西本 諭議員より、本日の会議を欠席する旨の届けが提出されております。御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧ください。

報告2、本日、市長から議案1件が提出されております。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第76号議案～第84号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第1、第76号議案、令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第84号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案を一括議題とします。

本9議案は、去る9月8日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 第107回宍粟市議会定例会において、本委員会に付託されました令和3年度各会計の歳入歳出決算に係る、第76号議案から第84号議案までの9議案について、委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告します。

審査場所、出席委員、欠席委員は、報告書に記載のとおりです。また、説明員は各部局長以下関係職員で、審査資料は報告書に記載のとおりですので、御高覧ください。

審査の経過及び結果ですが、令和4年8月30日の定例会において上程があり、9月8日に、予算決算常任委員会に付託された第76号議案から第84号議案までの令和3年度決算認定に係る9議案の審査は、同日予算決算常任委員会を招集し、7人の委員で構成する小委員会である決算委員会で、詳細審査をすることに決定しました。

同日に決算審査に係る調査準備を進めるため、決算委員会を設置し、正副委員長の互選、審査日程及び審査要領などを協議しました。

決算委員会は、9月12日から15日までの4日間、説明員の出席を求め審査を行い、その後9月27日に予算決算常任委員会を招集し、決算委員会の審査報告を受けました。

予算決算常任委員会での主な質疑は次のとおりです。

まず、総務部。

財政運営について、本会議で参加者から不用額に対する質疑があり、決算委員会が詳細審査をされたと思うが、不用額を含めた財政運営全般に対して、審査内容や今後への意見を付記すべきではないのかについて質疑があり、普通交付税が一本算定となって、財政収支バランスの悪化が懸念される中、前年度の余剰金などを活用し、12億円以上の繰上償還を実施し、財政負担の軽減に努められた。

また、不用額が多い理由として、新型コロナウイルス感染症の関係事業であり、年度途中で整理できないため不用額が生じている。このことから、適正な運営がされたものと考え、他市と比べても悪くないという判断をしたとの回答がありました。

次に、市民生活部。

地域生活交通対策事業について、免許返納者等への対応の質疑がされ、市民生活部からは、これまでどおり行っていないと回答されている。ならば決算委員会として、免許返納問題への調査や対応について、意見を付すべきではないのかとの質疑があり、免許返納者への対応については、市長公室で取り組んでいる。令和3年度の実績としては、同じ輸送サービスを所管するそれぞれの部署で取り組んでいるとの回答がありました。

次に、産業部。

森林環境譲与税について、森林環境譲与税の用途についてどのような審査がされ、決算委員会としてどう評価されたのかとの質疑があり、森林環境譲与税は、森林の公益的機能を発揮するためにつくられたものであり、森林整備を最優先に活用することが大前提である。

また、広く体験活動を通じて、森林のよさを知っていただくとともに、木材の活用を通して、森林に関心を持っていただくことなどの取組にも充当できる制度である。宍粟市においては、それ以外の活動として、木育、森林環境教育、宍粟材の利用促進、森林セラピーも含めたグリーンツーリズム事業などにも活用しており、決算として妥当であると判断したとの回答がありました。

以上の質疑の後、自由討議、採決を行いました。

予算決算常任委員会としての採決の結果は、まず第76号議案、令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第77号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第78号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第79号議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第80号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第81号議案、令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第82号議案、令和3年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第83号議案、令和3年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第84号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、予算決算常任委員会における質疑・採決については、決算委員会の報告を踏まえ行ったものです。

審査の中で、委員から出された主な内容と指摘事項は、次のとおりとなりますが、長文となりますので、主に質疑のあった事業名のみ報告させていただき、予算決算常任委員会の意見を添えて、報告に代えさせていただきます。

まず市長公室については、発酵のまち推進事業、営業部設置事業、ふるさと納税推進事業などの審査報告がありました。

意見としまして、ふるさと納税推進事業については、魅力ある商品づくりに加え、営業部など他の事業と組み合わせ、寄附のさらなる獲得に向けて取り組まれます。

新病院建設及び周辺整備事業については、市長公室は総括の立場として、特に市民への広報に関しては病院と協力して進められたいというものです。

次に、総務部については、広報事業、しーたん通信・しそうチャンネル運営費などの審査報告がありました。

意見としましては、しーたん通信・しそチャンネルについては、依然として両市地域での加入率が低いことが課題として上げられる。月額500円で、魅力ある番組が見られることを積極的にPRするとともに、番組制作者のスキルアップの研修を重ねられたいというものです。

次に、市民生活部については、地域生活交通対策事業、滞納税徴収事業などの審査報告がありました。

意見としまして、地域生活交通対策事業については、小型バスの利用者が減少傾向であるため、地域ニーズの把握や意見聴取に努められたい。利用者の利便性向上を図るため、北部で行われるデマンド方式の運行の状況を分析し、取組を進めていく必要があるというものです。

次に、健康福祉部については、ひきこもり対策推進事業、病児病後児保育事業などの審査報告がありました。

意見としましては、ひきこもり対策推進事業については、兵庫県内においても居場所の常設化を行っている地域は少なく、宍粟市は先進的な取組を行っている。また、ひきこもり相談事業においても、対象者に対して細やかな専門的な対応ができている。今後の課題としては、北部の居場所の確保について検討を進められたいというものです。

次に、産業部・農業委員会事務局については、鳥獣対策事業、森林整備推進事業、再生可能エネルギー利用促進事業、就職・就労活動支援事業などの審査報告がありました。

意見としましては、鳥獣対策事業については、宍粟市の重要産業である農業を営む上で、非常に大きな課題であるため、被害抑制に一層注力されたい。また、くくりわななどで捕獲した個体の円滑な処理については、具体的に研究を進める必要がある。

再生可能エネルギーのエネルギー利用促進事業については、化石燃料が高騰している今を大きなチャンスと捉え、薪ペレットストーブの普及に努められたい。また、いよいよ千種町において始まる、小水力発電の成功に期待するとともに、他地域での導入に向けた市民の意識高揚にも、力を入れていただきたいというものです。

次に、建設部については、移住・定住支援事業、最上山公園等整備事業などの審査報告がありました。

意見としましては、移住・定住支援事業は、地域コーディネーターの取組や森林の家づくり事業の実績から、効果的な事業として一定評価できる。今後、例えば移

住者がコーディネーターに就任するなど、移住者目線で相談対応ができれば、より満足度の高い事業となるのではと考えるというものです。

次に、教育部については、ICT支援員配置事業、第3子以降学校給食費助成事業などの審査報告がありました。

意見としましては、ICT支援員配置事業に関しては、支援員の相談体制の確立のほか、研修会等の取組により、充実した支援ができており、現時点で問題なく進んでいると思われる。今後、不登校の児童・生徒に対応するツールとしても活用を期待するほか、各学校間でのICT活用の差が出ないように、また視力など子どもの健康にも注意しつつ、適切な使用を指導してもらえようをお願いしたいというものです。

次に、総合病院については、主に病院事業などの審査報告がありました。

意見としては、新型コロナウイルス感染症の影響による収益の低迷の中にありながら、地域医療の中での公立病院としての役割を果たすことができ、コロナ患者の受入れによる補償・補助金の交付を受けられたこともあり、3年連続の黒字経営となった。現病院でも来院患者に寄り添った様々な取組を実施されており、それらを対外的に積極的にPRすることで、総合病院に対する利用者のイメージアップを図られるとともに、安全安心な医療を提供する体制づくりに、今後も努められたいというものです。

次に、会計課については、基金運用収入について審査報告がありました。

次に、議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局については、議会広報広聴事業についての審査報告がありました。

最後に、予算決算常任委員会では、9月27日の全体会におきまして、決算に係る重要政策の評価、次年度予算への提言を改めて行うことを決定し、予算決算常任委員会としての審査は終了しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第76号議案について討論を行います。



通告がありますので、順次発言を許可します。

まず反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第76号議案、令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市民の命や暮らしを守るため、ワクチン接種等を進めるとともに、生活者支援、事業者支援が行われました。

また、第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略が一体的に策定されました。この計画策定時にも意見を申し上げておりますが、第3子以降学校給食費助成事業について、3人以上の子どもがいる世帯でも無料にならないケースがあり、多子世帯の経済的負担を軽減するという目的にかなっていないと言え、子育て世代に選ばれる宍粟市をつくるという観点から、全ての児童・生徒の給食費無料化を行う必要があります。

また、宍粟市幼保一元化推進計画の計画延長についてのパブリックコメントが、令和2年1月から2月にかけて行われ、保護者等から67件の意見が提出されました。しかしながら、その保護者等の意見が令和3年度の政策に反映されたとは言えず、意見や要望はしっかりと反映させるべきです。

次に、地域福祉の充実についてであります。国においては、自助、互助、公助が言われております。最後に、公助が上げられていますが、この公助は、これまでは国語辞典にもなかった新用語であり、公的機関が援助することであるそうですが、本来公的機関は、市民の生活を責任を持って保障するべきものです。

自分で努力し、お互いに助け合い、最後に公的機関が援助をするというのでは、社会保障とは言えず、地域の実情から鑑みても、宍粟市が責任を持って地域の福祉を充実させていく積極的な取組が求められています。

外出支援サービス事業におきましても、令和3年度の外出支援サービス事業の成果評価等に、この制度が市の財政負担となっている現状を改善するため、将来に向けて持続可能な制度とするよう、対象者の区分や利用料金、個別判定の方法などの見直しを行ったとありますが、この事業があるからこそ、病院や公的機関などへ外出することができている、多くの利用者の意見を聞く機会を設けていないことは、非常に大きな問題であります。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。議員各位の御賛同をお願いいた

します。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男です。第76号議案、令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題とされました。ワクチン接種事業をはじめ、国の交付金などを活用して、感染防止、経済対策、生活困窮者対策などの、市民に寄り添った政策が効果的に進められました。

一般会計における市債残高は、12億円以上の繰越償還が行われ、4.3%の減で、基金においては2億3,000万円以上が増額され、3.2%の増となり、財政負担の軽減に努められました。また、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、これら全て改善されております。

先月行いました決算委員会で、一般会計歳入歳出決算における部局別事業について、予算の執行結果や目標に対する成果についての詳細審査を行いました。これらにおいておおむね良好であったことにより、委員による参考賛否は賛成多数となり、令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算については認定すべきと考えます。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、第77号議案から第81号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、第77号議案の反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第77号議案、令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険の被保険者には、年金生活者を含む無職、あるいは非正規労働者など、低所得の世帯が多く、高い国民健康保険税が生活を圧迫しています。その上、新型コロナ危機により、生活はより一層苦しくなっています。

一般会計からの法定外繰入を行い、保険料を引き下げるべきであります。令和3年度も短期保険証が発行されていますが、直ちに中止し、市民が安心して医療を受ける権利を守るべきです。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 14番の今井和夫です。第77号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険事業特別会計の令和3年度の実質収支は、歳入総額が45億5,154万9,499円、歳出総額45億2,111万6,835円、歳入・歳出差引額は3,043万2,664円と黒字となっております。

この事業は、国民が等しく医療を受けるために、重要な役割を果たすものであります。平成30年度から兵庫県が主体となって進められてきておりますが、4年を経過した今でも大きな影響もなく、適切で妥当な決算状況であると考えております。

しかしながら、高齢化社会が進む中で、医療費の増加は避けられないと考えられますので、今後もデータヘルス計画に基づく保健指導の向上や、健康づくりの取組による医療費の削減、レセプト点検、第三者行為の届出など、適正化に努め、国民健康保険制度の安定的な運営に図られますよう期待をして、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 続いて、第79号議案の反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第79号議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

この制度は、年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度です。高い介護保険料と合わせて、年金から天引きされ、高齢者の生活を圧迫しています。

令和3年度は、負担を苦にした受診控えに、新型コロナ禍による受診をしにくい状況が重なっています。また、令和3年度も短期保険証が発行されています。国の制度とはいえ、市長として、高齢になっても市民が安心して医療を受ける権利を守るために、少なくとも以前の老人保健制度に戻すよう国に求めるべきであります。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 5番、八木です。第79号議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入し、医療給付等を受ける保険制度で、都道府

県ごとに、全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が医療事務を行い、市町村では、保険料の徴収と窓口業務を行い、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療制度であります。

また、保険料の支払いが困難となった方々には、相談に寄り添い、分納での支払い、短期証の発行も行い、生活に不安がないよう配慮もされております。

令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計決算においては、昨年度と同様1,100万円ほどの収入を維持しており、適切に業務を遂行しているとして、本特別会計は賛成であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 続いて、第80号議案の反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第80号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和3年度におきましても、宍粟市の介護保険料は高く、高齢者の生活を圧迫し、介護保険料を何とか支払っても利用料の負担が重く、その人に必要で使いたいと願うサービスが利用できない人もおられます。介護保険料が支払えずペナルティーを受けておられる人もいらっしゃいます。介護保険料の引下げを行うべきです。また、市独自でサービス利用料の減免制度をつくるべきです。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 14番、今井和夫です。第80号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきという賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険事業は、御本人にとっても、御家族にとっても、経済的にも精神的にも負担を軽減するために必要な制度であり、大きな力となっております。全国的に人口の減少及び少子高齢化が進む中、宍粟市においても例外ではなく、介護サービスの利用も年々増加しており、今後も多額の経費がかかることは避けられない状況であります。そのような中、運営において、コロナウイルス感染症対策を考慮しながら、高齢者が参加しやすい通いの場づくりなど、介護予防に力を入れ、また自立支援等を推進することで、介護サービス費の抑制を図っていただいております。

よってこの決算は妥当であると判断いたします。議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、第82号議案から第84号議案について討論を行います。

本3議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第76号議案を採決いたします。

第76号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第76号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第76号議案は、認定することに決しました。

次に、第77号議案を採決いたします。

第77号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、委員長報告のとおり認定すべきものであります。

第77号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第77号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第78号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第78号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第78号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第79号議案を採決いたします。

第79号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第79号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第79号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第80号議案を採決いたします。

第80号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第80号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第80号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第81号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第81号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第81号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第82号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第82号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第82号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第83号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第83号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第83号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第84号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第84号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第84号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第2 第85号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第2、第85号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福本市長。

○市長(福元晶三君) それでは、第85号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国において、電力・ガス・食料品等の価格高騰により家計への負担が大きい住民税非課税世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変した世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり5万円の給付を行うことが決定されたことに伴い、その給付金を迅速に支給するための予算を追加するものであります。

補正額としましては、歳入・歳出にそれぞれ2億1,257万5,000円を追加し、補正後の総額を247億8,151万円とするものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○市長(福元晶三君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑をしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第85号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

ここで、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、予算決算常任委員長から議案の審査が終了したとの報告がありました。お諮りします。

第85号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、第85号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第85号

○議長（飯田吉則君） 追加日程第1、第85号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 先ほどの本会議で上程され、本委員会に付託されました第85号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本会議休憩中に、第12回予算決算常任委員会を開催し、関係職員に説明を求め、審査を行いました。

第85号議案の主な内容は、国において、電力・ガス・食料品などの価格高騰により、家計への負担が大きい住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変した世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり5万円の給付を行うことが決定されたことに伴い、その給付金を迅速に支給するための予算を追加するものであります。

審査の中で委員からは、支援給付金の対象世帯数の積算根拠について、またシス



テム改修業務委託料について質疑があり、当局からは、対象世帯数は、令和3年度住民税非課税世帯、約3,450世帯と令和4年度住民税非課税世帯、約550世帯と、6月1日から9月30日までの転入者のうち対象となる50世帯、家計急変世帯100世帯を合わせた4,150世帯である。

また、システム改修業務委託料については、基準日の違い及び令和4年度は課税となる世帯もあり、それぞれ対象者を把握するために、システム改修は必須であるとの回答がありました。

その後自由討議を行い、参考に採決しました結果、第85号議案の補正予算については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第85号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第85号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 総務経済常任委員会所管事務調査報告

○議長（飯田吉則君） 日程第3、総務経済常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務経済常任委員会の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

- 総務経済常任委員長（津田晃伸君） それでは、総務経済常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

時間の関係もごございますので、詳細についてはお手元に配付しております報告書を御覧いただきたいと思います。要点を口頭で報告させていただきます。

まず、調査事項につきましては、きて一な宍粟運営事業に関する事項でございます。具体的には、きて一な宍粟の経営の経営と今後の在り方についてというテーマで調査を進めました。

調査の経過としましては、令和3年10月以降、委員会において当局に説明、資料を求めるほか、関係者への聞き取り調査を踏まえて、委員間の意見交換を行い、現状を確認した後、課題として、市が方針として打ち出している民間事業者による令和6年度以降の単独運営について、委員会として、このきて一な宍粟という施設をどう考えていくべきかを協議しました。

課題解決に向けてということで、きて一な宍粟の持つ二つの機能の視点で整理をしました。

一つ目は、農作物直売所としての機能についてです。農作物販売を通じて宍粟市の知名度向上を図るとともに、農家支援の役割も一定果たしていると言えますが、農産物をどんどん売っていくということを主な目的とした場合に、観光客の多い現在の立地では、厳しいものがあり、また農産物販売という分野について、行政が直接的に関与し続けることに疑問が残るという判断をいたしました。

二つ目は、観光情報の発信拠点としての機能についてです。このきて一な宍粟の主な目的は、先ほど申し申し上げた農産物の販売であることから、現在観光情報の発信を行っているのはあくまで補足的なものであります。

観光情報の発信は、しそく森林王国観光協会や宍粟市営業部など、他事業でも取り組まれていることであり、また昨今の観光事情からすると、SNSでの情報発信、取得が主流であることから、市外に拠点施設を設けることはベストな手法ではないと考えられます。

以上のことから、もともと、きて一な宍粟が意味していた情報発信機能としては、今後ますますSNS等が主流となる中、市外に拠点施設を置く必要性は低いと考えられます。また、農産物直売所の機能、必要性、妥当性も含め、現状のままであれば、令和5年度末で補助金は終了するという市の方針はやむを得ないという結論に

至りました。

以上で報告を終わります。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

これで、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

#### 日程第4 文教民生常任委員会所管事務調査報告

○議長（飯田吉則君） 日程第4、文教民生常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 文教民生常任委員会の所管事務調査のうち、会議規則第112条の規定により、閉会中の継続調査として申し出ました事項について、会議規則第111条の規定により、調査結果の報告をいたします。

調査事項は、男女格差の度合い、いわゆるジェンダーギャップに関する事項であります。調査期間につきましては、令和3年7月8日から令和4年6月3日までの期間でございます。

調査方法につきましては、担当委員によります調査研究と常任委員会の事務調査を行ってまいりました。

調査の結果についてでございますが、宍粟市におけますジェンダーギャップの現状は、例えば市役所職員の採用に占める女性の割合は、県下においても上位に位置するものでありますが、自治会役員や各種の審議会などの委員、防災の分野などでは、まだまだ女性の割合が低く、男女共同参画に関する認知度は高まっている一方で、現実的には性別による固定観念や世代によって、男女共同参画に関する考えの違いが存在をしております。

特に、地域社会におけます意思決定の場において、女性の意見が反映されにくい状況があります。市内の自治会役員への女性の就任状況について見ますと、副会長、または会計の職で、一部は見られる程度の状況にありますが、市民アンケートでも、地域活動や役割分担について、方針や企画、場面の決定、あるいは団体長への就任、方針決定の場での発言などにおいて、主に男性の割合が高くなっているのが現状で

あります。

また、家事、育児、介護などにおける役割分担については、アンケート結果では、夫婦同程度であることが理想であるとしながらも、現実的には多くの役割を妻が担っている現状がございます。

課題解決に向けて、委員会といたしましては、ジェンダー平等の達成に向けて、行政を含む政治分野、経済、地域社会の場における取組が欠かせませんが、同時に様々な機会におけます啓発活動、学校や職場、地域などにおいて、男女共同参画を進める教育学習を推進することが重要であると捉えています。

文教民生としましては、ジェンダーギャップの解消に向けた政策提言を取りまとめを行い、過日、行政に提出をしたところでございます。その詳細については、提言1、提言2、提言3というふうに掲げておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思っております。

ジェンダーギャップ解消に向けて、執行機関におきましても、より一層御努力、取組をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

これで、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第5 所管事務等調査について

○議長（飯田吉則君） 日程第5、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、第107回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、御苦労さまでした。

第107回宍粟市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今議会におきましては、令和4年度一般会計補正予算をはじめ、条例制定及び条例改正などの議案審査のほか、令和3年度各会計決算の認定については、連日の決算委員会委員による決算審査までの28議案に続き、本日上程されました第85号議案につきましても、市民生活に直結するものとして、速やかに議了いただき、誠にありがとうございました。

また、神吉委員長、中本副委員長をはじめとする決算委員の皆様におかれましては、連日の決算審査大変御苦労さまでした。そして決算審査に協力いただいた当局職員の皆様にもお礼を申し上げます。

これで令和3年度の決算については認定されたところではありますが、各部局への意見も付されております。次の令和5年度予算編成に当たり、一つの指針と受け止めて、考慮していただけることを望むところであります。

さて、10月に入りましても暑い日が続いております。今年はコロナ感染を考慮しながらの秋祭りが開催される地域もございます。少しずつウィズコロナの生活が始まってきていると感じております。市民の皆様におかれましても、感染症予防に気をつけながら、日常生活を営んでいただければと思うところであります。

最後に、市長をはじめ、職員の皆様、議員各位の今後の健勝を祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

○市長(福元晶三君) 第107回宍粟市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

朝夕の冷え込みとともに、季節の移ろいを感じられるようになりました。市内では収穫作業も進み実りの秋を迎えております。8月30日に開会いたしました第107回宍粟市議会定例会は、飯田議長、大久保副議長はじめ、議員各位の御精励により、全議案につきましても、滞りなく議了いただきましたこと厚くお礼を申し上げます。

今定例会におきましては、宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定、令和4年度一般会計補正予算、さらに令和3年度各会計決算の認定など、重要案件について慎重に御審議をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

さて、先般発生した大型の台風第14号は、9月19日に本市に最接近し、観測史上最大の瞬間風速27.1メートルの暴風雨を記録するものでありました。市民の皆様には警戒レベル3の高齢者避難を発令し、37世帯57名の方が一次避難所等に避難いただきました。

また、市内の被害状況では約130世帯の停電、倒木等による道路の一部通行止め等々、影響を受けたところであります。幸いにして、本市においては、甚大な被害は発生しておりませんが、災害はいつ起こるか分かりません。自分の命と大切な財産を守っていただくために、日頃からの心がけや備えの必要性をさらにしっかり啓発をしてまいりたいと、このように考えています。

また、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した新ワクチンの接種につきましては、2回目接種を完了した12歳以上の方で、前回接種から一定の間隔を経過した方を対象として、進めていく予定であります。

現在のところ、医師会と調整をしておりますが、10月27日より、集団接種の方法で開始することとしています。詳細がさらに決まりましたら、随時御案内をさせていただきます。このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

一方、今後のまちづくりの方向の一つとして、本日、議員の皆様のお手元にも届いていると思いますが、目に映る風景だけでなく、地域の歴史、文化、行事、なりわい等も風景と捉え、先人から脈々と受け継がれてきた歴史や文化を市民共有の財産として、市民との協働により守り育てることが重要であると考え、20年、30年先、さらにその先に目を向けて、より魅力ある風景づくりを推進し、その方向性を定めた宍粟市風景ビジョンを策定をいたしました。

日本一の風景街道をスローガンに、地域の魅力や誇りを再確認し、市民、地域団体、さらに事業者、行政が、それぞれの役割を担いながら、市民にとってより誇りが芽生えるきっかけづくりを進めてまいります。

本定例会におきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等の議決もいただいたところでありますが、引き続き、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した、市民や事業者の皆様への支援策を今後も考えていきたいと思っております。

結びに当たり、議員の皆様には御健勝にて宍粟市の発展に向け、より一層の御尽

力を賜りますとともに、今後とも市政に対する御理解と御支援、御協力をお願いし、閉会の挨拶とさせていただきます。

長期間ありがとうございました。

(午前 11 時 22 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 飯 田 吉 則

宍粟市議会議員 浅 田 雅 昭

宍粟市議会議員 八 木 雄 治